

# 川西夏まつり出店募集要項

日 時 令和5年8月11日（金） 営業時間 午後3時～9時

会 場 川西町役場南側駐車場

催 事 特設テント内での飲食、特産品の販売など

(1) 基本設備 1ブース仕様

テント（奥行2間、幅3間）の1/2  
長机（幅180㎝）・椅子 各2  
臨時飲食店営業に必要となる三方包囲（すだれ）  
※電源は含みません。

※基本設備以外のブース・長机・椅子・電源の追加は、有償とする。

◆ブース追加：単価1,000円

◆長机：単価500円

◆椅子：単価200円

◆電源：単価1,000円（電源用コンセント2口【容量上限1500ワット】）

※危険防止のため「発電機」は使用しないこと。

(2) 出店スペース 1店舗あたり2ブースまで申し込み可とするが、2ブース利用にあたっては、1,000円の追加料金を徴収する。

※出店申し込みが多数の場合は、調整する場合あり。

(3) 出店料 販売総額の5%（100円未満切り捨て）

※上記金額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。

## 出店条件

(1) 簡易な調理加工を伴う飲食物の販売については、各出店者において臨時飲食店営業許可を取得し、その許可証の写しを主催者に提出すること。なお、申請に係る費用は出店者負担とする。

(2) 上記、臨時飲食店営業許可の他に必要となる関係法令上の許可・届出等についても各出店者において遺漏なきよう許可を受けること。（例：漬物製造業届、菓子製造業許可、惣菜製造業許可など）

(3) 主催者が開催する出店者説明会に必ず出席すること。

(4) 食品衛生に十分注意し、食中毒が発生しないよう最大限の注意と設備（冷蔵設備等）を準備すること。

(5) 主催者による運営上の要請、食品衛生管理上の指導に誠実に対応すること。

(6) 暴力団等、反社会的組織と関係のある団体・個人でないこと。

(7) 上記(1)から(6)に違反すると認められた場合、出店を取り消す場合がある。

(8) イベント終了後、実行委員会に販売総額を報告すること。

(9) 予告なく出店を取りやめた場合、テント設置にかかる実費相当のキャンセル

料を負担すること。

- (10) 出店に関する事故又はトラブル等については、個々の責任とし誠意をもって対応すること。

#### 出店申込期限

令和5年6月30日(金)までに下記事務局へ別紙出店申込書及び誓約書を提出する。

※FAXによる申込み可

#### 雨天時の対応

雨天時または荒天時は、一部会場が変更または中止となる場合がある。

中止・縮小に伴う仕入れ品等のいかなる損失についても、主催者では補償できないため、了承のうえ出店を検討すること。

その他 出店に関しご不明な点については、事務局まで問い合わせのこと。

#### 【川西夏まつり売店運営部事務局】

川西町産業振興課生産振興グループ TEL 0238-42-6696 FAX 0238-42-2600

担当 中山、小形

令和5年「川西夏まつり」出店申込書

出店者名			代表者名
			担当者名
住所			
連絡先	電話番号	FAX	
夏祭り当日 の緊急連絡先	氏名	携帯番号	
販売設備	基本設備 (いずれかに○を記載)		特記事項
	ブース数	1・2	※2ブース申込の場合は、1,000円の追加料金を頂きます。
	長机2台・椅子2脚	要・不要	
	追加設備 (必要数を記載)		
	長机	( )台 (有償)	
	椅子	( )脚 (有償)	
電源 (コンセント2口)	( )個 (有償)		
商品区分	商品名	価格 (税込)	商品仕入方法
記載例) 漬物	例) 薄皮丸ナス漬物瓶詰め	例) 1000円	例) 自ら調理
記載例) 惣菜	例) 唐揚げ	例) 300円	例) 仕入れ
雨天時出店希望 (いずれかに○)	雨天時は出店しません	一部品目を減らして出店	出店します
ご要望			

令和5年 月 日

川西夏まつり実行委員長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

## 誓約書

私は、このたびの出店申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

□自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者